

# 託送供給等特例認可申請書

託サ第28号

2024年3月22日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

富山市牛島町15番1号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給及び電力量調整供給	備考
供給の 相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給 場所	受電場所	同上
	供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

## 別紙

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内の電気の使用者および発電者が被災し、2024年1月1日に富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、福井県福井市、あわら市および坂井市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等（2024年4月1日以降、令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合または被災された発電者の受電地点にかかる発電量調整供給について、当該発電者または当該発電量調整供給にかかる発電契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の供給側料金算定日について、託送供給等約款（2024年1月17日付け認可。以下「託送約款」といい、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）18（料金）の規定にかかわらず、2023年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。）および2024年1月料金計算分は、各々6か月間延長し、2024年2月および3月料金計算分は、各々5か月間延長し、2024年4月および5月料金計算分は、各々4か月間延長し、2024年6月および7月料金計算分は、各々3か月間延長し、2024年8月および9月料金計算分は、各々2か月間延長し、2024年10月および11月料金計算分は、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2025年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き

まったく電気を使用しない場合には、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 12 か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：2025 年 2 月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款 71（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：2025 年 1 月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれたときは、託送約款 73（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：2025 年 1 月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、2025 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：2025 年 1 月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、電流制限器および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが 2025 年 1 月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款 63（引込線の接続）、64（計量器等の取付け）、65（電流制限器等の取付け）および 66（通信設備等の施設）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要し

た費用を免除する。

(有効期間満了日：2025年1月末日)

7. 被災された発電者の受電地点にかかる系統連系受電サービス料金の支払期日について、託送約款 34 (支払義務の発生および支払期日) の規定にかかわらず、2024年4月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。なお、災害救助法適用市町村に隣接する市町村等においては、支払期日が隣接市町村における災害救助法適用日〔隣接市町村ごとに災害救助法適用日が異なる場合は、最も早期に到来する災害救助法適用日〕以降となるものに限る。) および5月料金計算分は、各々4か月間延長し、2024年6月および7月料金計算分は、各々3か月間延長し、2024年8月および9月料金計算分は、各々2か月間延長し、2024年10月および11月料金計算分は、各々1か月間延長する。

(有効期間満了日：2025年1月〔満了日は検針日等により相違〕)

8. 被災された発電者の受電地点において、被災時から引き続きまったく発電または放電しない場合(他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は、すべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限る。)には、託送約款 18 (料金) の規定にかかわらず、当該発電者の受電地点にかかる系統連系受電サービス料金を、2024年4月の料金計算分から10か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日：2025年2月〔満了日は検針日等により相違〕)

9. 被災された発電者の受電地点において、発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となったものについて、託送約款 18 (料金) の規定にかかわらず、2025年1月末日までの間は、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除する。なお、この場合、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の系統設備効率化割引は適用しない。

(有効期間満了日：2025年1月末日)

10. 電気方式、電圧および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

附則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和6年2月29日付け20240227資第9号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上

## 別添

### 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。(下記地域に災害救助法が適用)このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、2024年1月5日および2024年2月29日に認可を受けましたが、発電側課金制度の導入にともない系統連系受電サービス料金を新たに設定したことから、被災された発電者にかかる系統連系受電サービス料金の支払期日の延長、不使用月の系統連系受電サービス料金の免除および運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金の免除等を新たに設定することを目的に、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村等(2024年4月1日以降、令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村等を含む。)において、被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者または被災された発電者に対し、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

## 記

### 1 災害救助法が適用された市町村

災害救助法適用日：2024年1月1日

富山県富山市	(とやまけん とやまし)
富山県高岡市	(とやまけん たかおかし)
富山県氷見市	(とやまけん ひみし)
富山県滑川市	(とやまけん なめりかわし)
富山県黒部市	(とやまけん くろべし)
富山県砺波市	(とやまけん となみし)
富山県小矢部市	(とやまけん おやべし)
富山県南砺市	(とやまけん なんとし)
富山県射水市	(とやまけん いみずし)
富山県中新川郡舟橋村	(とやまけん なかにいかわぐんふなはしむら)
富山県中新川郡上市町	(とやまけん なかにいかわぐんかみいちまち)
富山県中新川郡立山町	(とやまけん なかにいかわぐんたてやままち)
富山県下新川郡朝日町	(とやまけん しもにいかわぐんあさひまち)
石川県金沢市	(いしかわけん かなざわし)
石川県七尾市	(いしかわけん ななおし)
石川県小松市	(いしかわけん こまつし)
石川県輪島市	(いしかわけん わじまし)

石川県珠洲市	(いしかわけん すずし)
石川県加賀市	(いしかわけん かがし)
石川県羽咋市	(いしかわけん はくいし)
石川県かほく市	(いしかわけん かほくし)
石川県白山市	(いしかわけん はくさんし)
石川県能美市	(いしかわけん のみし)
石川県河北郡津幡町	(いしかわけん かほくぐんつばたまち)
石川県河北郡内灘町	(いしかわけん かほくぐんうちなだまち)
石川県羽咋郡志賀町	(いしかわけん はくいぐんしかまち)
石川県羽咋郡宝達志水町	(いしかわけん はくいぐんほうだつしみずちょう)
石川県鹿島郡中能登町	(いしかわけん かしまぐんなかのとまち)
石川県鳳珠郡穴水町	(いしかわけん ほうすぐんあなみずまち)
石川県鳳珠郡能登町	(いしかわけん ほうすぐんのとちょう)
福井県福井市	(ふくいけん ふくいし)
福井県あわら市	(ふくいけん あわらし)
福井県坂井市	(ふくいけん さかいし)

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する市町村等

富山県魚津市	(とやまけん うおづし)
富山県下新川郡入善町	(とやまけん しもにいかわぐんにゅうぜんまち)
石川県野々市市	(いしかわけん ののいちし)
石川県能美郡川北町	(いしかわけん のみぐんかわきたまち)
福井県大野市	(ふくいけん おおのし)
福井県勝山市	(ふくいけん かつやまし)
福井県鯖江市	(ふくいけん さばえし)
福井県越前市	(ふくいけん えちぜんし)
福井県吉田郡永平寺町	(ふくいけん よしだぐんえいへいじちょう)
福井県今立郡池田町	(ふくいけん いまだてぐんいけだちょう)
福井県丹生郡越前町	(ふくいけん にゅうぐんえちぜんちょう)
岐阜県飛騨市※	(ぎふけん ひだし)

※ 神岡町(かみおかちょう) および宮川町(みやがわちょう)の一部

以 上